

## 全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 規約

### (名称)

第1条 当会は、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会と称する。

### (事務所)

第2条 当会の事務所を、東京都中央区新川2丁目1番11号 八重洲第一パークビル7階に置く。

2 当会は、幹事会の議決により、支部を置くことができる。

### (目的)

第3条 当会は、日本に生きるすべての子どもが夢や希望を持つことができる社会を実現することを目的とする。

### (事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 教育支援活動のさらなる推進
- 二 政策提言、イシュー・レイジング
- 三 フォーラム、シンポジウム等の開催
- 四 調査・報告
- 五 その他、目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第5条 当会は、会員によって構成される。

2 当会の会員は、次の条件を満たす団体とする。

- 一 非営利の団体であること（ただし、法人格の有無は問わない）。
- 二 貧困状態にある子どもに対して教育に関する支援を行っていること。

3 当会の会員になることを希望する者は、代表幹事に入会届を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

4 会員は代表幹事に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

5 会員に相当の事由があるときは、総会における会員総数の3分の2以上の同意による議決により会員を除名することができる。ただし、当該議決に際しては、当該会員の弁明を聴取しなければならない。

6 代表幹事は、幹事会の承認により、必要に応じて、有識者、その他の個人に対して、アドバイザー等を委嘱することができる。

(総会)

第6条 当会は、その議決機関として総会を置く。

- 2 総会は会員によって構成される。
- 3 総会における議決権はすべての会員について1票とし、出席会員の多数決により議決を行う。また、書面（電磁的記録による意思表示を含む。以下、同じ。）による議決権の行使を認める。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 総会の議長は代表幹事がこれを務める。代表幹事が複数の場合は代表幹事の互選により、議長を定める。
- 5 総会は次の事項を議決する。
  - 一 事業計画及び予算の承認
  - 二 事業報告及び決算の承認
  - 三 役員を選任及び解任
  - 四 その他、幹事会から付託された事項
  - 五 本規約の改正
- 6 総会は次の2種とする。
  - 一 定時総会 毎年6月中に開催する。
  - 二 臨時総会 代表幹事又は監査役が必要に応じて招集する。
- 7 総会の招集は、その7日前までにすべての会員に書面又は電磁的通信により、通知されなければならない。

(役員)

第7条 当会には、次の役員を置くことができる。

- 一 代表幹事 若干名
  - 二 副代表幹事 若干名
  - 三 幹事 10人以内
  - 四 監査役 2人以内
- 2 役員は総会において選任する。
  - 3 代表幹事は当会を代表し、その業務を総理する。
  - 4 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故がある場合は、これを代理する。
  - 5 幹事は代表幹事を補佐し、当会の業務を執行する。
  - 6 監査役を置く場合、監査役は幹事の業務執行及び当会の財務について監査を行い、総会に報告を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再選はこれを妨げない。

- 2 役員の任期が満了した場合においても、後任の役員が決するまでの間は、前任者がその業務を行う。

(役員)の退任及び解任)

第9条 役員は相当の事情がある場合、退任することができる。

- 2 役員に相当の事由がある場合、総会はその議決により解任することができる。ただし、当該議決に先立ち、当該役員の弁明を聴取しなければならない。

(幹事会)

第10条 代表幹事、副代表幹事及び幹事により幹事会を構成する。

- 2 幹事会は当会の業務執行に必要な事項を議決する。
- 3 幹事会の運営、議決の方法、その他の事項については、幹事会がこれを定める。

(職員)

第11条 当会はその業務を執行するため、職員を置くことができる。

- 2 職員の任免は代表幹事が行う。
- 3 幹事会は規程を定め、事務局長、その他の役職を定め、職員にその業務を行わせることができる。

(会計及び財産の管理)

第12条 代表幹事は毎事業年度ごとに決算を作成し、総会に提出する。

- 2 当会の財産の管理は代表幹事がこれを行う。
- 3 当会解散時の残余財産の帰属先は解散総会で選定する。

(会費)

第13条 当会の会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 2 但し、学生団体、ボランティア団体、赤字決算の団体などについては、当該会員からの自己申告により、毎年、会費納入の免除申請を行うことができる。なお、免除申請については、申請理由を示す事業報告書、決算書などを添付することとする。また、会費納入の免除については、同申請を基に幹事会で判断することとする。
- 3 会費は、年間12,000円とする。
- 4 会費の納入については、毎年4月末日までに当会指定の口座に振込送金にて支払うものとし、振込手数料については会員団体の負担とする。

(事業年度)

第14条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(附則)

- 1 第3回定時総会（2018年7月14日）にて選任された役員は次の通り。

|       |            |
|-------|------------|
| 代表幹事  | 青砥 恭（再任）   |
| 副代表幹事 | 能島 裕介（再任）  |
| 副代表幹事 | 渡辺 由美子（再任） |
| 幹事    | 今井 悠介（再任）  |
| 幹事    | 大橋 雄介（再任）  |
| 幹事    | 森山 誉恵（再任）  |
| 幹事    | 李 炯植（再任）   |
- 2 第3回定時総会（2018年7月14日）にて選任された役員の任期は、2020年7月13日までとする。
- 3 臨時総会（2018年11月15日）にて選任された役員は次の通り。

|     |           |
|-----|-----------|
| 監査役 | 鬼澤 秀昌（新任） |
|-----|-----------|
- 4 臨時総会（2018年11月15日）にて選任された役員の任期は、2020年7月13日までとする。
- 5 第13条に規定する、会費の納入開始時期は、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）分からとする。
- 6 本規約の施行に必要な事項は幹事会がこれを定める。

当会は2016年5月30日に設立された。  
本規約は2016年5月30日に成立し、同日発効した。  
本改訂版は2018年11月15日より施行する。